

2021年8月31日

オリックス株式会社
代表執行役 井上 亮 様

公益財団法人 日本野鳥の会
理事長 遠藤 孝一 (公印省略)

(仮称) 清陵風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見書

この度、貴社が作成された(仮称)清陵風力発電事業に係る計画段階環境配慮書(以下、配慮書という)について、下記の理由から計画を中止すべきと考えます。

記

理由

1. 「(仮称)大滝風力発電事業」[現(仮称)留寿都風力発電事業]で事業規模が縮小された区域と同区域での再計画であり、この場所で事業を行える合理的な理由が必要。

事業実施想定区域(以下、計画地という)では、過去にも風力発電施設の建設計画が立てられましたが、大きな環境影響の発生が懸念されたために各方面から非常に多くの反対の声が上がり、それを受けて立地選択の大幅な見直しが行われています。これを踏まえると、計画地は風力発電施設の立地として適していないと判断されるので、この計画は中止すべきです。

以下、これまでの経緯を説明し、本計画への意見を述べます。

2015年12月にインベナジー・ジャパン合同会社によって(仮称)大滝風力発電事業(委託事業者:一般財団法人日本気象協会、以下、気象協会という)に係る計画段階環境配慮書の縦覧が実施されました。配慮書では今回の計画地である牧場と、大滝住宅区域裏手の山から洞爺湖外輪山竹山までの区域に定格出力3200kW×最大50基の風車を建設する計画でした。

配慮書の縦覧の結果、大滝地区の住民から騒音、景観、自然環境への影響等の理由により計画当初から多数の反対の声が上がり、観光地を抱える洞爺湖町、留寿都町でも自然景観の破壊等の理由により住民から多数の反対の声が上がりました。当会でも、50基におよぶ風車建設や洞爺湖の生態系の中核エリアである洞爺湖外輪山竹山地域(重要野鳥生息地:IBA、のち生物多様性の保全の鍵になる重要な地域:KBAに指定)に風車が建設されることが支笏・洞爺のまとまった生態系の分断と破壊につながることから、当初より計画中止を訴えてきました。また、配慮書に係る北海道知事意見(2016年2月15日)では「重大な環境影響の回避又は低減ができることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、対象事業実施区域の更なる絞り込みなど、事業計画の見直しを行うこと」⁽¹⁾、環境大臣意見(2016年2月19日)では「重大な影響が避けられないと判断された場合には、対象

事業実施区域から除外すること」⁽²⁾などのように厳しい指摘がなされました。これらの意見を踏まえ、方法書では計画地および風車建設予定数が大幅に変更され、準備書では大滝地区について「標高が低く、強い風が見込めないこと、また、地形改変による影響を相対的に低減させるため、対象事業実施区域から除外した。」と記載され、大滝地区での建設は中止となりました。最終的には、留寿都町地域（IBA エリア内）に定格出力 4200kW×18 基の計画に変更され、事業名も（仮称）留寿都風力発電事業に変更されました。

以上のような経緯があるにも関わらず、本計画は、大幅な計画変更をした（仮称）大滝風力発電事業と類似した内容であり、さらに、本計画の貴社からの委託先は、同事業と同じく気象協会です。配慮書には、これまでの経緯や再び事業実施を計画する理由についての記載はなく、過去に委託事業者自身が「標高が低く、強い風が見込めないこと」や地元での反対などにより対象事業実施区域から除外した場所において再度風車建設を進めることに合理性はなく、本計画は中止すべきです。

2. 計画地での風力発電事業は支笏・洞爺の生態系に大きな影響を与えること

計画地への風車建設は、以下のような環境影響が生じること、及びその可能性が高いことから、貴社は本計画を中止すべきです。

- 計画地は、支笏湖鳥獣保護区、IBA、KBA に隣接、または一部が重なっており、風車建設にかかる期間には、建設工事や機材運搬のための車両による騒音や、作業者の通行などによる攪乱が生じます。工事中の保護エリアの環境改変や環境攪乱は、野生生物にとっては生息地放棄につながる可能性があります。また、運転開始後もローターの回転による騒音やシャドーフリッカー等が、広範囲にわたって保護エリア内の鳥類をはじめ野生生物の生息する生態系に大きな影響を与え続ける可能性があります。
- 計画は、すでに工事着工に至っている（仮称）留寿都風力発電事業と相乗的に支笏・洞爺の生態系に重大な影響を及ぼすと考えられます。計画地は、支笏洞爺国立公園の支笏湖側と洞爺湖側の自然保護地域を結ぶ野生生物の重要なコリドーとなっており、計画地の多くは、人為的な改変を受けた牧草地や二次林ではありますが、計画による新たな環境改変は支笏・洞爺のまとまった生態系を維持するうえであってはならないことで、仮に、計画が実施されれば支笏・洞爺の生態系のつながりを分断し、大きな影響を及ぼします。配慮書の専門家等へのヒアリング結果でも、「希少鳥類や生物多様性に対する影響の回避が艱難であると考えられることから、実施するべきではない」と記載されています。

上記の理由 1、2 を踏まえ、（仮称）清陵風力発電事業は計画を中止するべきです。

以上

引用文献

- ⁽¹⁾（仮称）大滝風力発電事業 計画段階環境配慮書に係る知事意見

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/ootaki-plan_opinion.html

⁽²⁾ (仮称) 大滝風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/29230.pdf>

参考資料

当会 HP では、(仮称) 大滝風力発電事業、(仮称) 留寿都風力発電事業への意見書、要請書等が掲載されています。

(仮称) 大滝風力発電事業 環境影響評価方法書に対する意見書 (2017年2月24日)

<https://www.wbsj.org/activity/conservation/habitat-conservation/wind-power/wind-plants-construction-pj/20170224-otaki/>

(仮称) 留寿都風力発電事業に対する要請書 (2019年6月6日)

<https://www.wbsj.org/activity/conservation/habitat-conservation/wind-power/wind-plants-construction-pj/20190606-rusutsu/>